

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 スポーツ課

不利益処分の内容	栃木市体育施設の利用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市体育施設条例第10条第1項	
処分基準	根拠条項	栃木市体育施設条例第10条第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市体育施設条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る条件を変更し、利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 利用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき</p>	